



旭P連だより

旭川市PTA連合会におけるブロック活動について

「旭川PTA連合会」の組織は、地域ごとに八つのブロックに分かれて活動がなされています。

今回は、それぞれのブロックにおいてどのような活動がなされているか御紹介させていただきます。

■北ブロック

ブロック長 吉田重光(旭川PTA会長)

神楽小学校 神楽南小学校
 旭川南小学校 旭川北小学校
 西神楽小学校 西神楽南小学校
 聖和小学校 千代ヶ岡小学校
 神楽中学校 旭川南中学校
 西神楽中学校

■ブロック会議並び懇親会

六月三十日(木)イコフにおいて、神楽地区十二校、七十五名の参加による、ブロック会議並びに懇親会を実施しました。会議では活動内容の確認と、各PTAの活動状況を話し合い、懇親会では親交を深めました。

■教育講演会

九月二十八日(水)緑が丘中学校において、百四十名の会員の参加で開催しました。講師には、士別市在住で車いすダンス日本チャンピオンの三上晶代さんを招いて「可能性に向かって……夢・希望・チャレンジ」という演題で講演とダンスを披露していただきました。



三上さんは、幾多の苦難を乗り越え、ご自身の体験をもとに、医療から福祉、教育にわたる幅広い見地からお話しくださいました。また、車いすダンスの迫力にも驚かされ、感動の機会となりました。

■新永ブロック

ブロック長 坪坂光久(永山南PTA会長)

東五条小学校 新富小学校
 正和小学校 永山南小学校
 永山西小学校 永山北小学校
 永山東小学校 明皇中学校
 永山南中学校 永山中中学校

■役員研修交流会の実施

十一月二十六日(土)に花月会館において一五名の参加にて「新永ブロック役員研修交流会」を行いました。まず、交流会では、元中学校長南信義氏を講師に「もつとゆつくり、お手々つないで」という演題にて講演をいただきました。豊富な海外勤務から得た体験を具体的な事例やエピソード、映像を交えながらお話ししてくださいました。事後のアンケートでは、興味深い内容に多数の方が感銘を受け、有意義であったとの意見を寄せていただきました。また、役員懇親会では、各単Pの皆様が一つのテーブルで交流を深め、ゲーム大会では、笑い声が絶えない楽しい雰囲気の中で実施され、新永ブロックの絆が一層強まっています。

■役員懇親会の実施

十一月二十六日(土)に花月会館において一五名の参加にて「新永ブロック役員研修交流会」を行いました。まず、交流会では、元中学校長南信義氏を講師に「もつとゆつくり、お手々つないで」という演題にて講演をいただきました。豊富な海外勤務から得た体験を具体的な事例やエピソード、映像を交えながらお話ししてくださいました。事後のアンケートでは、興味深い内容に多数の方が感銘を受け、有意義であったとの意見を寄せていただきました。また、役員懇親会では、各単Pの皆様が一つのテーブルで交流を深め、ゲーム大会では、笑い声が絶えない楽しい雰囲気の中で実施され、新永ブロックの絆が一層強まっています。

■北部ブロック

ブロック長 西野和典(東富PTA会長)

近文第一小学校 近文第二小学校
 北鎮小学校 東富小学校 春光小学校
 末広小学校 東富南中学校
 広陵中学校 末広北小学校
 六合中学校 啓北中学校

■ブロック会議並びに懇親会

七月一日(金)花月会館において一〇名の参加者にて連絡協議会を開催しました。1:秋の教育講演会は昨年のPTA全国大会以降、皆さんの「お耳が肥えている」と「落語ブーム」に便乗し、プロの落語家に依頼中と報告、各校多数参加のお願い。2:近文第三小学校の廃校に伴う、事務局校輪番変更等の確認。会議終了後、会場を移して懇親会となりました。佐伯市PTA連



本年度の新しい試みとして、各単Pの広報紙を会場内に展示しました。各校の特色ある広報紙を通して、流々とした。

●事務局
 旭川市6条5丁目
 日章小学校3階
 TEL 2312916
 FAX 2312917

●発行責任者 佐伯 教道

■西部ブロック

ブロック長 熊沢純一(江別小PTA会長)

旭川南小学校 旭川北小学校
 江別南小学校 大町小学校
 向陵小学校 大町南小学校 高台小学校
 近文小学校 附属旭川小学校
 北光小学校 春光台中学校
 附属旭川中学校 北星中学校
 北門中学校 嵐山小学校

■ブロック会議並びに懇親会

七月十四日(木)にフィットネスホテルにおいて、佐伯教道旭川市PTA連合会会長をお招きし、西部ブロック各PTA関係者による研修会並びに懇親会を実施しました。会議では西部ブロックのPTAの活動内容の計画や「第四十六回旭川市PTA研究大会」の計画さらには来年度に向けての確認事項が協議されました。また、同日行われた研修会並びに懇親会では約九〇名余りの参加があり、西部ブロック地区の各PTAの活動報告の交流を深めました。さらに、それぞれのPTAの持つ問題や成果など具体的な話が進められ有意義な時間を過ごすことができました。

■中央ブロック

ブロック長 高畑明弘(旭川PTA会長)

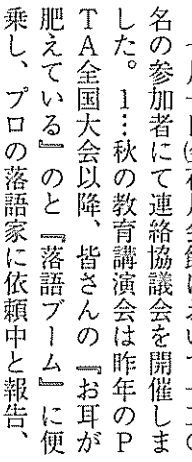
高雲小学校 新町小学校 日章小学校
 知新小学校 朝日小学校 東町小学校
 豊岡小学校 聖園中学校 常盤中学校
 北都中学校 光陽中学校

■教育講演会の実施

十月二十八日(金)に、新町小学校の実践発表会とジョイントさせていただき、さらに北海道教育振興会旭川支部とも共催をさせていただくかたちで教育講演会を実施しました。講師には、北海道教育庁生涯学習部学校教育局長の金丸浩一氏をお招きし、参加者二五〇名という多くの会員で貴重な講演を聞くことができました。

■教育講演会の実施

講師の金丸先生からは、子ども一人ひとりに夢と希望を育むために、いま親としてどう子育てをしていくのか、教育は何をすべきなのかを大きなテーマとしてお話をいただきました。子どもに夢と希望を育むためには、何よりも親子の信頼関係、教師と子どもの信頼関係、そして保護者と教師の信頼関係とそこに関わる尊敬と期待の感情がキーワードであり、学校、家庭、地域社会が一層の信頼の絆をもってその実現に向けて取り組んでいくことが重要であると結んでいただきました。



私たちが日々の子育ての中で大事にしたいかなければならないことは何かをあらためて考えさせられた講演会でした。

長来賓挨拶、乾杯の後、各校PTAによる役員紹介と「特色ある活動報告」が続きました。後半は各人、席も入れ替わり旧友を見つけてはクラス会のように楽しく交流しました。

■教育講演会

十月三十一日(月)七時から東鷹栖公民館体育館に約二〇〇名の各校PTAの皆さん、「想定外」の地元祖父母の方々にも「面白そう」だからと来て頂きました。佐伯市PTA連合会長挨拶のあと、常呂町出身の真打「橋家富蔵師匠」による自分の子ども時代と自分の子ども時代の学校体験談がありました。続いて、「時そば」「試し酒」の二話で大いに笑い、おなが空いて、そしてお酒が飲みたくなりました。プロの話術「迫力」が違います。少々教育講演からは外れましたが、皆さんにPTA活動は「楽しいもの」とのイメージを持つていただけたと思います。



■神居ブロック

ブロック長 榎原克則(神居PTA会長)

神居小学校 神居南小学校 神居北小学校
 神居東小学校 神居西小学校
 神居南中学校 神居北中学校
 神居東中学校 神居西中学校

■神居ブロック

神居ブロックでは、実情交換会と研修会の二つの交流行事を行いました。十月十九日に開催された旭P連交換会は、十一月に開催された旭P連と市、市教育委員会との教育懇談会の際、各校が要望する教育環境整備の内容について集約を行うために行いました。各PTAそれぞれに児童生徒の教育環境向上に取り組んでいる状況の報告を基に、自助努力で成し得ることを公の援助がどうしても必要なことを相談し、ブロック内の要望をまとめました。

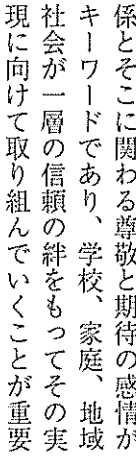
■南部ブロック

ブロック長 岸田精一(旭川PTA会長)

旭川第一小学校 旭川第二小学校
 旭川第三小学校 旭川第四小学校
 旭川第五小学校 旭川第六小学校
 旭川第七小学校 旭川第八小学校
 旭川第九小学校 旭川第十小学校
 旭川第十一小学校 旭川第十二小学校
 旭川第十三小学校 旭川第十四小学校
 旭川第十五小学校 旭川第十六小学校
 旭川第十七小学校 旭川第十八小学校
 旭川第十九小学校 旭川第二十小学校
 旭川第二十一小学校 旭川第二十二小学校
 旭川第二十三小学校 旭川第二十四小学校
 旭川第二十五小学校 旭川第二十六小学校
 旭川第二十七小学校 旭川第二十八小学校
 旭川第二十九小学校 旭川第三十小学校
 旭川第三十一小学校 旭川第三十二小学校
 旭川第三十三小学校 旭川第三十四小学校
 旭川第三十五小学校 旭川第三十六小学校
 旭川第三十七小学校 旭川第三十八小学校
 旭川第三十九小学校 旭川第四十小学校
 旭川第四十一小学校 旭川第四十二小学校
 旭川第四十三小学校 旭川第四十四小学校
 旭川第四十五小学校 旭川第四十六小学校
 旭川第四十七小学校 旭川第四十八小学校
 旭川第四十九小学校 旭川第五十小学校
 旭川第五十一小学校 旭川第五十二小学校
 旭川第五十三小学校 旭川第五十四小学校
 旭川第五十五小学校 旭川第五十六小学校
 旭川第五十七小学校 旭川第五十八小学校
 旭川第五十九小学校 旭川第六十小学校
 旭川第六十一小学校 旭川第六十二小学校
 旭川第六十三小学校 旭川第六十四小学校
 旭川第六十五小学校 旭川第六十六小学校
 旭川第六十七小学校 旭川第六十八小学校
 旭川第六十九小学校 旭川第七十小学校
 旭川第七十一小学校 旭川第七十二小学校
 旭川第七十三小学校 旭川第七十四小学校
 旭川第七十五小学校 旭川第七十六小学校
 旭川第七十七小学校 旭川第七十八小学校
 旭川第七十九小学校 旭川第八十小学校
 旭川第八十一小学校 旭川第八十二小学校
 旭川第八十三小学校 旭川第八十四小学校
 旭川第八十五小学校 旭川第八十六小学校
 旭川第八十七小学校 旭川第八十八小学校
 旭川第八十九小学校 旭川第九十小学校
 旭川第九十一小学校 旭川第九十二小学校
 旭川第九十三小学校 旭川第九十四小学校
 旭川第九十五小学校 旭川第九十六小学校
 旭川第九十七小学校 旭川第九十八小学校
 旭川第九十九小学校 旭川第一百小学校

■南ブロックPTA研修会

十二月一日(木)旭川市立旭川第二中学校体育館を会場に、「薬物乱用防止教室」を実施しました。旭川市学校薬剤師会の田尾好正氏を講師に招き、薬物の危険性について講演をいただきました。はじめは単なる興味本位から始まることや友だちに勧められ、すぐにやめればよいという安易な考え方が薬物を始める一番の原因になっているという



であると感じていました。私たちが日々の子育ての中で大事にしたいかなければならないことは何かをあらためて考えさせられた講演会でした。

■東部ブロック

ブロック長 佐々木真(愛宕小PTA会長)

旭川第一小学校 旭川第二小学校
 旭川第三小学校 旭川第四小学校
 旭川第五小学校 旭川第六小学校
 旭川第七小学校 旭川第八小学校
 旭川第九小学校 旭川第十小学校
 旭川第十一小学校 旭川第十二小学校
 旭川第十三小学校 旭川第十四小学校
 旭川第十五小学校 旭川第十六小学校
 旭川第十七小学校 旭川第十八小学校
 旭川第十九小学校 旭川第二十小学校
 旭川第二十一小学校 旭川第二十二小学校
 旭川第二十三小学校 旭川第二十四小学校
 旭川第二十五小学校 旭川第二十六小学校
 旭川第二十七小学校 旭川第二十八小学校
 旭川第二十九小学校 旭川第三十小学校
 旭川第三十一小学校 旭川第三十二小学校
 旭川第三十三小学校 旭川第三十四小学校
 旭川第三十五小学校 旭川第三十六小学校
 旭川第三十七小学校 旭川第三十八小学校
 旭川第三十九小学校 旭川第四十小学校
 旭川第四十一小学校 旭川第四十二小学校
 旭川第四十三小学校 旭川第四十四小学校
 旭川第四十五小学校 旭川第四十六小学校
 旭川第四十七小学校 旭川第四十八小学校
 旭川第四十九小学校 旭川第五十小学校
 旭川第五十一小学校 旭川第五十二小学校
 旭川第五十三小学校 旭川第五十四小学校
 旭川第五十五小学校 旭川第五十六小学校
 旭川第五十七小学校 旭川第五十八小学校
 旭川第五十九小学校 旭川第六十小学校
 旭川第六十一小学校 旭川第六十二小学校
 旭川第六十三小学校 旭川第六十四小学校
 旭川第六十五小学校 旭川第六十六小学校
 旭川第六十七小学校 旭川第六十八小学校
 旭川第六十九小学校 旭川第七十小学校
 旭川第七十一小学校 旭川第七十二小学校
 旭川第七十三小学校 旭川第七十四小学校
 旭川第七十五小学校 旭川第七十六小学校
 旭川第七十七小学校 旭川第七十八小学校
 旭川第七十九小学校 旭川第八十小学校
 旭川第八十一小学校 旭川第八十二小学校
 旭川第八十三小学校 旭川第八十四小学校
 旭川第八十五小学校 旭川第八十六小学校
 旭川第八十七小学校 旭川第八十八小学校
 旭川第八十九小学校 旭川第九十小学校
 旭川第九十一小学校 旭川第九十二小学校
 旭川第九十三小学校 旭川第九十四小学校
 旭川第九十五小学校 旭川第九十六小学校
 旭川第九十七小学校 旭川第九十八小学校
 旭川第九十九小学校 旭川第一百小学校

■東部ブロック

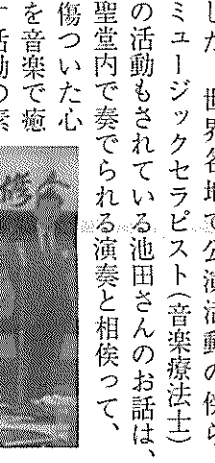
休眠状態だったブロック会議並びに懇親会を十二月十日(土)にトイヨーホテルにて実施しました。今年度の当ブロックの活動概要や各校のPTA活動の紹介を交わしましたが、ユーモラスな紹介に歓声が沸き終始和やかな雰囲気の中で会が進み親交を深めました。

■東部ブロック

十月十九日(木)、愛宕小学校において「伝えるのは、いのち」と題して旭山動物園の副園長坂東元氏による講演会を実施しました。

■東部ブロック

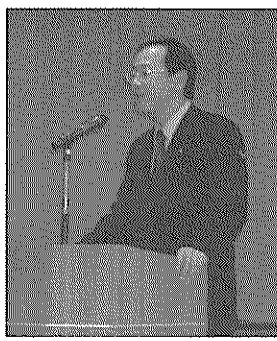
同園では、動物が死んだら飼育舎に「喪中」の張り紙を貼り、見学者にその死を知らせています。これまで可愛がってくれたことに感謝するとともに、悲しみも共有し、命のはかなさや尊さを感じてもらおう「命を伝える」実践をしているのです。動物の生き様、魅力を如何にしたら見学者に見てもらえるかの知恵を出し、懸命に取り組んでいる話に参加者は感銘を受け、しばし時間の経つのも忘れて坂東氏の講演に耳を傾けていました。



傷ついたり、音楽で癒す活動の素晴らしさを改めて認識させられるものでした。後半は講師を交えて付設のレ스토랑で懇談会を行い、



お話を聞きました。
また、薬物を一旦始めてしまうと、禁断症状から逃れるために、薬物の継続した投与が必要となり、薬を買うために親のお金を盗んだり、売春に走るなど次の問題を誘発している状況もあるということを学ばせていただきました。
東京における状況を夜回り先生で知られている水谷修氏のビデオで紹介いただきましたが、高校生や中学生が先輩後輩の中で売ったり買ったりという状況も発生しており、薬物についての危険性を学校や家庭の中でしっかりと指導する必要性を再認識しました。

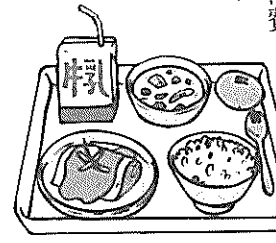


学校給食は、なぜ必要なのか？

学校給食は、なぜ必要なのか？
決まってお昼頃になると出てくるこの給食は、どうして必要なのでしょう？
「好きな食べ物」「嫌いな食べ物」が人それぞれにあるのは当然で、かりに「何でも食べれる」と表現する人でも「嫌いな食べ物」が一際ない人がこの世に存在するのでしょうか？
ただの「好き・嫌い」ならまだしも、体質上(アレルギー等) 食べることでできないものがある人もいます。
それなのに「なぜ？給食が必要なのか」「なぜ？みんなが同じものを食べる必要があるのでしょうか？」
一部のお母さん方の意見を伺うと、お弁当を作る事は「家庭の一大事」で、準備のために朝早くから起きるのも大変な事だし、メニューがいつも同じ様なものばかりだと、子どもは不満を言うし、友達の内容と比較して差があれば……見栄も出てくる……
c……………いろいろ大変な事のように思いますが、給食が必要だという訳ではありませんが、朝食を取らないで登校する子どもが増加傾向にある中、もし学校給食がなくなったりすれば、成長期の子どもの栄養摂取はどうなるのでしょうか。
学校給食の始まりは、戦後の苦しい

まとめ
各ブロックにおける活動内容は、大きく分けると
①「講演会(研修会)」
②「各単位PTA活動報告(交流会)」
③「懇親会」
の三つにわかれています。
単に「講演会」のみを行うだけでなく、各校PTAの「活動報告会」や「懇親会」を行うことにより、情報の交換や、地域PTAの協力につながるきつかけができることもあるのではないかと考えられます。
今後は、ぜひさらなる積極的なブロック活動の推進に御協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

時代は、子どもたちのお昼の分という意味合いで、必ずしも完全給食ではなく、副食を出すだけかミルクを出すというふうなことから始まったと聞いております。
結論としては、「学校給食法」(昭和二十九年六月三日制定) 法律化されたことによるものです。
「学校給食法」の目的は、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることに鑑み、学校給食の実施に必要事項を定め、もつて学校給食の普及充実に努むることを目的とする。」とつたわれています。
「学校給食」の目標は、「日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと」「学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと」「食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること」「食料の生産、配分及び消費について、正しい理解を導くこと」の四項目がうたわれています。



では学校給食費は、誰が負担しているのか？
学校給食は、先の通り法律で定められた目的、目標によるものであることは理解されたと思いますが、さてそれにかかる費用等は、いったい「だれが？」負担しているのでしょうか？
学校給食法の「経費の負担」では、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」「経費以外の学校給食に要する経費(学校給食費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」なっています。
内容としては、食料費は保護者持ちで、その他は国或いは市が負担するということです。

では給食費を納めない保護者がいたらどうなるの？
児童及び生徒の保護者が学校給食費(食料費)を負担することにより、学校給食がまかなわれている中、このところ、それを取って代けない保護者が全国的に急増しております。
「どうせ不足分は、頼んでもいないのだから」に出てくるんだし、義務教育の小・中学校なんだし、国が市がその不足分を補填するんでしょ」位に考えている方がほとんどだと思えますが、実情はそうではありません。
基本的には、学校給食はどの学校においても一律メニューであるが、未納者が多く発生した学校では、当初の計画通りの食材の購入が困難となるため、年度末近くになると購入の数量を減らしたり、「お弁当の日」を設けたりして調整を図っているようです。具体的には、デザートなどの調整が多く、当初「一個のみかん」が「半分」になったり、「なくなってしまう」ようです。
取めて戴くのが「当たり前」のことが、一部の方が納めないことで、結果的に「周りの友達の間」を減らしてしまうことになるのです。

- 給食費未納問題検討委員会**
平成十七年十月五日に開催された旭川市PTA連合会常任理事会に於いて、このところ給食費の未納者が増加傾向にあるとの報告を受け、今後これに対
- 第1回委員会 2005.10.25**
畑山 信一様 旭川市教育委員会事務局学校教育部学校保健課長
旭川市学校給食物資共同購入委員会 専務理事
加藤 敏明様 旭川市教育委員会事務局学校教育部学校保健課給食係長
旭川市学校給食物資共同購入委員会 会計担当理事
兩名の方をお招きし、給食の仕組みの説明を受ける。
・給食費の徴収方法等は、旭川市学校給食管理規則の第3条の通り、私会計で学校長が定める。
・全般の会計業務は、共同購入委員会が行っており、全的に共同献立しており、未収入が多く赤字に成りそうな学校は、学校自体の判断で食材を切り変えている。
・基本的には、一律メニューであるが、年度末に調整を行っているようですが、「デザート減らす」とか、「お弁当の日」を設けたりしている。
・要保護・準要保護世帯等は、本人が合意すれば、学校長払いにできる。
・未収率は、1.1%ある。
 - 第2回委員会 2005.11.29**
旭川市PTA連合会 佐伯 教道 会長 より
石狩市が平成17年度より開始したアンケートの実施及び契約システムの構築等の取り組みについて、資料を添付し報告を受ける。この方法が本市にとって見習うべき手段であるか、否か議論する。
 - 第3回委員会 2005.12.20**
第1回委員会、第2回委員会の会議内容をもとに、旭川市教育長宛に要望書を検討委員会委員の連名に提出することを決議する。次回第4回委員会にて、その内容等を提示する事とする。
 - 第4回委員会 2006.1.24**
第3回委員会で決議した要望書提出に向け、素案として事務局作成のものを委員各位に提示し、意思確認を行う。出席者全員の賛成によりこれを決定する。尚、一部訂正を行い全委員の捺印受領後、正式に旭川市教育長宛提出することとする。

給食調理形態 (H17.5.1現在)

形態	説明	小学校	中学校	合計
単独調理方式	自校のみの給食を調理する方式	25	1(4)	26(4)
親調理方式	自校の給食の他に、他校の給食も併せて調理する方式	21	3	24
	(受配校)	5	22	27
共同調理方式	共同調理所で複数の学校の給食を調理する方式	7	4	11
合計	注：単独調理方式の小学校のうち、4校は小中併置校	58	30(4)	88(4)

給食費 (H17)

	月額	年額	1食単価	給食日数
小学校	3,450円	41,400円	216円75銭	191日
中学校	4,100円	49,200円	264円51銭	186日

- 【委員会開催日】**
第一回委員会 2005年10月25日
第二回委員会 2005年11月29日
第三回委員会 2005年12月20日
第四回委員会 2006年1月24日
- 【実態の把握】**
旭川市の学校給食を管理している所
旭川市教育委員会 学校教育課 学校保健課 給食係
【給食の献立】
主食は、週5回のうち、三回は米飯、二回はパンです。
単独調理及び親子調理方式の学校では共同献立で給食を実施しており、東旭川共同調理所では独自の献立で給食を実施しています。

学校数と児童生徒数 (H17.5.1現在)

学校種別	学校数	児童生徒数	調理食数
小学校	58校	17,751人	19,253食
中学校	34校	9,523人	10,356食
合計	92校	27,274人	29,609食

給食調理施設数と職員人数 (H17.5.1現在)

施設種別	施設数	調理員数	事務職員数
小学校	46	23	213
中学校	4	3	18
東旭川学校給食共同調理所	1	1	10
合計	51	27	241

旭川市学校給食物資共同購入委員会の役割
組織▼旭川市立小中学校長、PTA会長(何れも単独・親子実施校)、旭川市教育委員会事務局代表他
目的▼学校給食用物資を共同購入することにより、良質で安価な物資を供給し、あわせて学校における教職員の事務を軽減し、学校給食の円滑な運営を図る
事業▼物資の共同購入、学校給食会計物資の納入業者の指定に関するその他役員▼会長(旭川市教育委員会事務局学校教育課長)・副会長(理事の互選)・専務理事(旭川市教育委員会事務局学校教育課長)・会計担当理事(旭川市教育委員会事務局学校教育課長)・旭川市教育委員会事務局学校教育課長(旭川市教育委員会事務局学校教育課長)・理事(小学校校長会及び中学校校長会、旭川市PTA連合会他から選出されたもの)・監事(小学校校長会及び中学校校長会、旭川市PTA連合会他から選出されたもの)
旭川市学校給食管理規則(抜粋)
第3条 学校給食費の会計方式は、私会計とするが、その徴収方法、徴収回数等については、学校長が定める。

編集後記
「旭P連だより第九十六号」が関係者各位のご協力により無事完成致しました。今号は各地区の「ブロック活動報告」と「学校給食」について「食べる」の二つのテーマで構成させて頂きました。ブロック長の皆様には活動報告の投稿、四回開催の「旭川市教育委員会事務局」の積極的な参加、旭川市教育委員会事務局の要望書提出に至るまで色々とお手を動かしていただきました。衷心より感謝申し上げます。
「給食未納問題」については、同委員会でもかなり積極的な回収手段まで論じたいと思いましたが、少し抑え気味の内容に止ってしまいました。いろいろ考えた末、この紙面を手に取りお読み頂く方のために未納者がいる可能性は皆無に近く、貴重な紙面を未納者を軽減する為の手段にすることは「無駄」と判断し、ならば「給食の生業」を伝え、今後の給食の必要を訴える事に主眼を置きました。何卒、ご理解の程よろしくお願いたします。
例年より常任理事会を同委員会と併せて開催でき、幾分か「市P連」というもの姿がご理解されたかと自負しております。平成十八年度は、軸足をブロック活動に重点を置き「顔の見える市P連」を目指したいと存じます。最後に総務部の皆様には「旭P連だより」の機関紙としての役割、位置付けを含めその必要性、方向性に至るまでご検討を頂戴し、また幾度となく校正作業に関わりを戴きましたこと、大変感謝申し上げます。